



市有施設の屋根貸しによる 太陽光発電の事業者を募集します

必ず「第2回深谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業 公募要領」を確認の上応募してください。

↓深谷市ホームページ↓

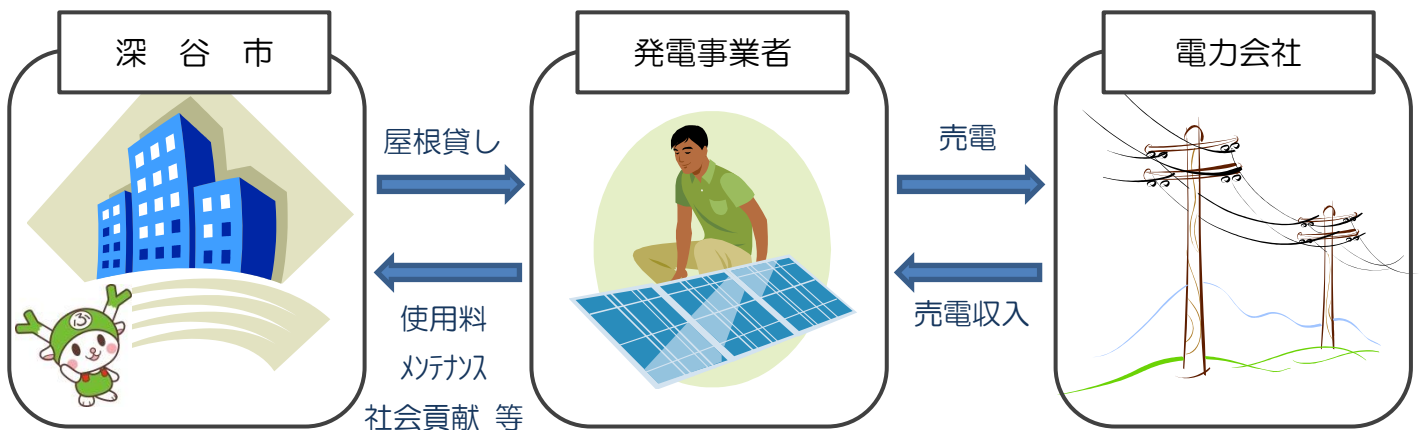
<http://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kankyosuido/kankyo/tanto/kankyo/1403225883594.html>

「屋根貸し事業」とは？

市有建物の屋根を、民間業者と協定を結び、太陽光発電事業のために貸し出す事業です。

設置事業者は、売電収入を得て発電事業を行い、市には使用料を支払います。

募集方法はプロポーザル形式とし、設置を希望する事業者からの提案内容を審査し、決定します。



スケジュール（予定）

※設計図書の閲覧は、公募開始から平成26年10月22日(水)まで

- | | |
|------------------------|--------------------------------------|
| 1 募集公表 | 平成26年9月 9日(火) |
| 2 現地見学会参加者受付 | 平成26年9月24日(水)午後5時まで |
| 3 現地見学会 | 平成26年9月29日(月)～10月1日(水) |
| 4 質問受付 | 平成26年10月 3日(金)午後5時まで |
| 5 質問への回答 | 平成26年10月10日(金) |
| 6 企画提案書等受付 | 平成26年10月16日(木)～10月22日(水) 午後5時 |
| 7 審査（プレゼンテーション・ヒアリング） | 平成26年11月上旬 |
| 8 候補者の決定 | 平成26年11月中旬 |
| 9 協定締結 | |
| 10 行政財産使用許可申請（1年ごとの更新） | |
| 11 事業実施 | |

公募の概要

- (1) 企画提案する内容 ア 市施設の使用料に関すること
 イ 太陽光発電事業の遂行に関すること
 ウ 市行政施策（非常用電源、環境教育、市内事業者活用 等）への提案
- (2) 対象施設 消防本部・小中学校体育館10校
- (3) 使用料 応募者の提案する額
- (4) 事業期間 21年以内（太陽光発電設備の設置・撤去期間を含む。）
- (5) 応募資格 日本国内に本社を有する者であること
- (6) 売電方法 発電した電気の全量を電気事業者へ売電すること

*太陽光発電設備の設置における主な条件

- ア 屋根等に穴を開けない工法を優先的に検討すること
- イ 発電設備の設置及び管理において、市施設の運営の妨げとならないよう配慮すること
- ウ 候補者として決定された場合は、耐久性や安全性等の確認結果を市に報告すること

審査方法

- 提出書類の内容の審査、応募者ごとのプレゼンテーション、審査委員によるヒアリングを行い、事業を実施する候補者を決定します。
- 施設ごとではなく、応募者ごとに評価を行い、得点の高い応募者順に希望する施設の候補者とし、協定に向けた協議を進めることとします。そのため、得点が2番目以降の応募者は、希望した施設のうち、一部の施設の候補者として選定される場合もあります。

【イメージ図】

※●が希望施設

	〇〇会社 得点1位	□□会社 得点2位	△△会社 得点3位	××会社 選定基準未滿	審査結果
施設A	●				〇〇会社
施設B	●	●			〇〇会社
施設C		●	●		□□会社
施設D			●		△△会社
施設E				●	候補者なし

問い合わせ先 深谷市役所 環境水道部 環境課 環境政策係
 住 所：深谷市岡 2381 - 1（岡部総合支所内）
 電 話：048 - 585 - 5150（直通）
 FAX：048 - 585 - 0165
 e-mail：kankyo@city.fukaya.saitama.jp